

黒石市国民健康保険証について（Q&A）

令和6年12月2日から現行の保険証が発行されなくなることから、Q&Aを作成しましたのでご参照ください。

Q1. 社会保険（共済、国保組合などを含む）に加入した場合、何か手続きはありますか？

A1. 社会保険に加入した場合、国保の脱退手続きが必要となります。窓口へお越しくださるか、郵送による脱退手続きをお願いします。

Q2. 保険証が廃止になると聞きましたが、どうなるのですか？

A2. 令和6年12月2日から現行の保険証は発行しないこととなります。ぜひマイナンバーカードを保険証としてご利用ください。

ただし、既に発行済みの保険証（令和6年12月1日時点でお手元にある有効な保険証）は記載内容に変更がない限り、廃止日以降も保険証に記載のある有効期限まで原則使用することができます。

Q3. 保険証（水色）の有効期限はいつですか？

A3. 原則として、令和7年7月31日となります。ただし、以下の条件に該当する場合は有効期限が令和7年7月31日より短い場合があります。

対象者		有効期限	有効期限後の保険証について
令和6年12月1日までに 70歳に到達するかた (昭和29年8月2日～昭和29年12月1日生まれ)		70歳の誕生日の月末 (1日生まれは前月末日)	有効期限が到来する月の中旬以降に、翌月から使用できる保険証兼高齢受給者証をお送りします
令和6年12月2日～令和7年7月1日までに 70歳に到達するかた (昭和29年12月2日～昭和30年7月1日生まれ)			新しい保険証はお送りしません。 マイナンバーカードを保険証としてご利用ください。 ※Q6のとおり条件を満たせば、当分の間、「資格確認書」を交付いたします。
令和7年7月31日までに 75歳に到達するかた		75歳の誕生日前日	誕生日までに後期高齢者医療被保険者証をお送りします。(ただし保険証の発行は12月1日までとなります)
短期証世帯のかた	一般	10月31日	有効期限が切れる前に、国保年金課窓口で更新手続きをしてください。その後、税務課で納税相談を行います。 新しい保険証の有効期限は令和7年1月31日です。
	平成19年4月2日 ～平成30年4月1日生まれ	令和7年1月31日	新しい保険証はお送りしません。 マイナンバーカードを保険証としてご利用ください。 ※Q6のとおり条件を満たせば、当分の間、「資格確認書」を交付いたします。
	平成18年4月2日 ～平成19年4月1日生まれ	令和7年3月31日	

Q 4. マイナンバーカードを健康保険証として利用するためにはどうしたらいいですか？

A 4. マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、利用登録が必要です。初めて医療機関を受診する場合であっても、顔認証付きカードリーダーの画面から、そのまま初回の利用登録ができます。

また、ご自身のスマートフォンなどを利用したマイナポータルアプリやセブン銀行のATM、国保年金課窓口において利用登録ができるほか、利用登録状況の確認ができます。

※利用登録には暗証番号「数字4桁」（利用者証明用電子証明書）が必要です。

Q 5. マイナンバーカードを健康保険証として利用できない場合はどうしたらいいですか？

A 5. マイナンバーカードを取得していないかた、マイナンバーカードをお持ちでも健康保険証の利用登録を行っていないかたにつきましては、令和6年7月にお送りした保険証の有効期限が終了する前に、当分の間、申請いただくことなく「資格確認書」を交付します。「資格確認書」をご利用いただき、引き続き医療を受けることができます。

Q 6. 資格確認書について教えてください。

A 6. 現行の保険証と同様に、氏名・生年月日、被保険者等記号・番号、保険者情報等が記載されており、医療機関等に提示することで受診が可能です。原則、本人の申請が必要ですが、当分の間、申請いただくことなく、下記の条件で市から資格確認書を交付いたします。

<本人の申請によらず、資格確認書が交付されるかた>

- ・ マイナンバーカードを取得していないかた
- ・ マイナンバーカードを保有しているが、健康保険証の利用登録を行っていないかた
- ・ マイナ保険証の利用登録の解除をしたかた
- ・ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れ（カード本体の有効期限切れを含む）のかた
- ・ マイナンバーカードを返納したかた
- ・ DV被害者などでマイナポータルや医療機関等で自己情報が閲覧できない設定をしているかた

<本人の申請により、資格確認書が交付されるかた>

- ・ マイナンバーカードを紛失したかた、更新中のかた
- ・ 介助者等の第三者が要配慮者に同行して資格確認を補助する必要があるなど、マイナ保険証での受診が困難なかた

Q 7. 保険証を紛失した場合はどうしたらいいですか？

A 7. 再交付ができますので、顔写真付きの身分証明書をお持ちのうえ、再交付申請をお願いします。

ただし、令和6年12月2日以降は保険証を発行しないこととなりますので、マイナンバーカードを保険証として利用していただくか、「資格確認書」の交付申請をお願いします。

Q 8. マイナ保険証を持っていますが、念のため資格確認書がほしい場合はどうしたらいいですか？

A 8. 資格確認書は、医療機関等でマイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができない状況にある場合に交付するものであるため、原則、念のため資格確認書を持っておきたいという申請理由で交付することはできません。それでもなお、資格確認書の交付を希望される場合は、マイナ保険証の利用登録解除の手続きを行ってください。

Q 9. マイナ保険証を持っていますが、資格情報のお知らせを併せて持ち歩く必要がありますか？

A 9. マイナ保険証をお持ちの方は、マイナ保険証だけで顔認証付きカードリーダー等のある医療機関を受診することが可能です。他方で、顔認証付きカードリーダー等マイナンバーカードを読み取る端末がない施設（オンライン資格確認等システムの義務化対象外施設、経過措置対象施設等）も一部存在するため、そういった医療機関を受診する際には、マイナンバーカードと併せて資格情報のお知らせも持参してください。なお、資格情報については、資格情報のお知らせだけでなく、マイナポータルにアクセスしてスマートフォン等の画面を提示することや、あらかじめダウンロードしたものを提示することも可能です。

この他、ご不明点などがございましたら下記へご連絡をお願いいたします。

※黒石市国民健康保険被保険者以外のかたについては、各保険者にお問い合わせください。

お問合せ先

国保年金課国保給付係 0172-52-2111（内線 467～469）